

重要！～業務として証明書を申請される方へ～

個人情報の保護のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

第三者による申請は以下の場合に限り認められます。申請理由によっては交付できません。

- ア 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために必要がある場合（権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のため証明書の記載事項の確認を必要とする理由の明示が必要）
- イ 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合（提出先を明らかにし、その機関へ提出する理由の明示が必要）
- ウ ア、イに掲げるもののほか正当な理由がある場合（詳細な請求理由、利用目的、方法の明示が必要）

必要なもの

1 第三者として申請する場合

- ・請求理由の正当性を示す根拠資料
- ・窓口に来る人の本人確認書類下記3の は1点以上、 に示す組合せの複数書類の提示
法人による申請の場合は下記の物もお持ちください。
- ・法人の代表者等の資格を証する書面（法人登記事項証明書 - 3か月以内に発行されたものに限る）
- ・法人の代表者印等の押印のある交付申請書
- ・法人の代表者が作成した委任状又は社員証（法人の代表者が直接窓口に来る場合を除く。）

2 住民票、戸籍に記載されている人（申請者）に頼まれて窓口に来る場合

- ・申請者本人がすべて記入し、署名押印した委任状（委任した日より3か月以内に作成されたもの）の提出
- ・申請者の本人確認書類1点（申請者が委任状に印鑑登録された印鑑を押印した場合は、当該印鑑登録証明書（3か月以内に発行されたもの）又は当該委任事項に係る契約書を本人確認書類として認めます。）の提示
- ・窓口に来る人の本人確認書類・・・下記3の は1点以上、 に示す組合せの複数書類の提示
法人として委任を受けた場合は下記の物もお持ちください。
- ・法人の代表者等の資格を証する書面（法人登記事項証明書 - 3か月以内に発行されたものに限る）
- ・法人の代表者印等の押印のある交付申請書
- ・法人の代表者が作成した委任状又は社員証（法人の代表者が直接窓口に来る場合を除く。）

3 本人確認書類（すべて有効期限内の物に限る） は1点以上、 は複数必要

1点で確認できるもの

- ・運転免許証 ・旅券 ・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証
- ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・外国人登録証明書
- ・認定電気工事従事者認定証 ・特殊電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書
- ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・身体障がい者手帳
- ・写真付き住民基本台帳カード・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ・療育手帳
- ・国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（本人の写真が貼付されたものに限る）

複数必要なもの（A + A）又は（A + B）の組合せによる

| | |
|---|---|
| A | <ul style="list-style-type: none">・国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証 ・共済組合員証・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書・医療受給者証・共済年金若しくは恩給の証書 ・写真無し住民基本台帳カード ・後期高齢者医療被保険者証・交付申請書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 ・生活保護受給証明書等 |
| B | <ul style="list-style-type: none">・学生証 ・法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（ に掲げる書類を除く。） |